新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する
地方税における徴収の猶予制度

徴収の猶予

▶ 新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当し、市税の納付が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、市役所税務課納税係に必ずご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3)事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請に基づき、市で所定の審査を早期に行います。

徴収の猶予が認められると・・・

- 申請者の状況に応じて<u>最も早く完納することが出来ると認められる期間</u>の徴収が猶 予されます。(<u>最長1年</u>)
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えが猶予されます。

eLTAX からも徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047) をご覧ください。



士別市役所税務課納税係 Tel:0165-26-7718(直通)